

館山市公共基準点管理保全要綱を次のように定める。

平成21年1月22日

館山市長 金丸 謙一

告示第5号

館山市公共基準点管理保全要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき館山市（以下「市」という。）が管理する公共基準点の管理保全及び使用に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において公共基準点とは、都市再生街区基本調査作業規程（国土国第111号平成16年7月1日付国土交通省土地・水資源局長通知）第2条第2号に規定する街区基準点測量等により設置し、館山市に移管された街区基準点（街区三角点並びに街区多角点）、節点及び街区点補助点をいう。

(公共基準点の使用手続)

第3条 公共基準点を使用する者は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書（別記第1号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、公共基準点使用の可否を決定し、適当と判断したものについて公共基準点使用承認書（別記第2号様式。以下「使用承認書」という。）を交付するものとする。

3 前項の公共基準点使用承認書の交付を受けた者は、承認を受けた公共基準点の使用を終了したときは、速やかに公共基準点使用報告書（別記第3号様式）により市長に使用結果を報告しなければならない。

4 前3項の規定による公共基準点の使用手続きについては、市長が適当と認めた場合は、1年以内の期間を定めた包括的承認の方法によることができるものとする。

5 公共基準点を使用する者は、使用承認書（前項の規定により包括的承認を受けた場合にあつては、使用承認書の写し）を常時携行し、市職員又は土地所有者から請求があつた場合は、これを提示しなければならない。

ならない。

(工事施工の届出)

第4条 道路の掘削工事等を施工する者（市を除く。「工事施工者」という。以下同じ。）が公共基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する場合は、あらかじめ公共基準点付近工事施工届出書（別記第4号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に届出をしなければならない。

- (1) 位置図、断面図及び平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）
- (2) 引照点図又は市長の指示する測量資料
- (3) 写真（公共基準点、公共基準点周辺、全引照点等が確認できるもの）

2 前項のその効用に支障をきたすおそれのある工事等とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事
- (2) 車輛及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち公共基準点から杭、車輛若しくは重機等までの距離が5メートル以下となる工事
- (3) その他公共基準点の効用に支障をきたすと市長が認める工事等

3 工事施工者は、公共基準点付近での工事等がしゅん工したときは、速やかに公共基準点付近工事しゅん工報告書（別記第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に報告し、検査を受けなければならない。

- (1) しゅん工写真（公共基準点及び公共基準点周辺が確認できるもの）
- (2) 公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料（着工前・しゅん工後が対比できる引照点図又は市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果）

(一時撤去及び移転)

第5条 工事施工者は、公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合は、あらかじめ公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書（別

記第 6 号様式) に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 位置図及び平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したものの）
- (2) 写真（公共基準点及び公共基準点周辺が確認できるもの）
- (3) 再設置位置図（新旧位置の関係が確認できるもの）

2 市長は、前項の申請を受理したときは、公共基準点の一時撤去又は移転の可否を決定し、適当と判断したものについて公共基準点（一時撤去・移転）承認書（別記第 7 号様式）を交付するものとする。

3 土地所有者等（市を除く。以下同じ。）の都合により公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合は、当該土地所有者等は、公共基準点（一時撤去・移転）請求書（別記第 8 号様式）により市長に請求するものとする。

（機能の回復）

第 6 条 前条第 2 項の承認を受けた者又は故意若しくは過失により公共基準点を滅失若しくはき損した者（以下「原因者」という。）は、当該公共基準点を既設と同様の構造により再設置し、その機能を回復しなければならない。

2 原因者は、公共基準点の機能の回復を完了したときは、速やかに公共基準点機能回復報告書（別記様式第 9 号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に報告し、検査を受けなければならない。

- (1) しゅん工写真（公共基準点及び公共基準点周辺が確認できるものの）
- (2) 公共基準点の測量資料（着工前としゅん工後が対比できる引照点図又は市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果）

（費用の負担）

第 7 条 前条に規定する公共基準点の機能の回復に要する費用は、原因者の負担とする。

（その他）

第 8 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 3 条第 1 項）

公共基準点使用承認申請書		
年 月 日		
館山市長 様		
申請者 氏名（名 称） 住所（所在地）		
館山市公共基準点管理保全要綱第 3 条第 1 項の規定により，公共基準点の使用について，次のとおり申請します。		
使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
測量地域		
使用する 公共基準点	計 点	
測量方法		
測量計画 機関	氏名（名称）	
	（代表者氏名）	
	住所（所在地）	電話番号
測量作業 機関	氏名（名称）	
	（担当者氏名）	
	住所（所在地）	電話番号
備 考		

第 2 号様式（第 3 条第 2 項）

公共基準点使用承認書 第 年 月 日 号 様 館山市長 印 公共基準点の使用について，次のとおり承認します。		
使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
測量地域		
使用する 公共基準点	計 点	
測量方法		
測量 作業 機 関	氏名（名称）	
	（担当者氏名）	
	住所（所在地）	電話番号
承認条件 1. 裏面公共基準点使用条件を遵守すること。 2. 使用終了後（要綱第 3 条第 4 項の規定による承認の場合は，承認後 1 箇月毎）は，公共基準点使用報告書を提出すること。		
担当連絡先	課 担当 電話番号	

(裏面)

公 共 基 準 点 使 用 条 件

- 1 公共基準点の使用に当たっては、立入ろうとする施設の管理者にあらかじめ計画機関名，作業機関名，作業目的，連絡先などを連絡し，立ち入りの承諾を得ること。
- 2 公共基準点を使用する者（以下「作業者」という。）は，使用時に使用承認書（要綱第3条第4項の規定による承認の場合は，使用承認書の写し）を常時携行すること。
- 3 使用に当たっては公共基準点の取扱いに留意し保全に努めるとともに，周辺を汚さないよう努めること。
- 4 基準点本体に損害を与えた場合は，申請者の負担で原形復旧すること。
- 5 作業者は，公共基準点及びその付近に工事の予定があることを知った場合は，直ちに担当連絡先に連絡すること。
- 6 作業者は，公共基準点の使用を完了したときは，基準点使用報告書を提出すること。

第3号様式（第3条第3項）

公共基準点使用報告書		年 月 日
館山市長 様		
報告者 氏名（名称） 住所（所在地）		
公共基準点の使用結果について、次のとおり報告します。		
使用目的		
使用期間	年 月 日から	
測量地域		
使用した 公共基準点	計 点	
使用承認番号	第 号	
測量 作業 機 関	氏名（名称）	
	（担当者氏名）	
	住所（所在地）	電話番号
使 用 結 果 （精 度）	No. ~ No. 相対精度1: No. ~ No. 相対精度1: No. ~ No. 相対精度1: No. ~ No. 相対精度1:	
特 記 事 項	（故障点，異常点の状況を記載）	

第 4 号様式（第 4 条第 1 項）

公共基準点付近工事施工届出書		
年 月 日		
館山市長 様		
届出者 氏名（名 称） 住所（所在地）		
館山市公共基準点管理保全要綱第 4 条第 1 項の規定により，次のとおり届出します。		
工事件名		
工事場所		
工事期間	年 月 日から	
工事概要		
公共基準点番号		
測量 作業 機 関	氏名（名称）	
	（担当者氏名）	
	住所（所在地）	電話番号
添 付 図 面	1 位置図等 2 測量資料 3 写真 4 その他	

第 5 号様式（第 4 条第 3 項）

<p>公共基準点付近工事しゅん工届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>館山市長 様</p> <p style="text-align: center;">報告者 氏名（名 称） 住所（所在地）</p> <p>年 月 日に届出した公共基準点付近での工事がしゅん工しましたので、次のとおり報告します。</p>		
工事件名		
工事場所		
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで	
公共基準点番号		
公共基準点の状況	(1) 測量標のき損状態：	
	(2) 構造物のき損状態：	
	(3) その他：	
測量作業機関	氏名（名称）	
	（担当者氏名）	
	住所（所在地）	電話番号
添付図面	1 位置図等 2 測量資料 (3) その他	

第 6 号様式（第 5 条第 1 項）

公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書 年 月 日		
館山市長 様 届出者 氏名（名 称） 住所（所在地）		
工事により支障となる公共基準点の（一時撤去・移転）について、館山市公共基準点管理保全要綱第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり承認申請します。		
一時撤去・移転理由		
工事場所		
一時撤去・移転する公共基準点		
移転する場合の移転候補地		
公共基準点番号		
測量作業機関	氏名（名称）	
	（担当者氏名）	
	住所（所在地）	電話番号
添 付 図 面	1 位置図 2 平面図 3 写真 4 再設置位置図 5 その他	
備 考	※現況状況等を記載する	

第 7 号様式（第 5 条第 2 項）

公共基準点（一時撤去・移転）承認書 第 年 月 日 号 年 月 日 様 館山市長 印 年 月 日に申請のありました，公共基準点の（一時撤去・移転）について，次のとおり承認します。	
承認事項	
移転先	
完了期限	年 月 日
承認条件 1 再設置位置については，必ず舗装復旧前に市と協議すること。 2 支給材が必要な場合は，市へ連絡すること。 3 再設置工事完了後は，速やかに公共基準点設機能回復報告書（第 9 号様式）を提出し，市の検査を受けること。 4 検査に合格したときは，速やかに市へ公共基準点を引き渡すこと。 5 一時撤去の中止等，協議内容に変更が生じた場合は，直ちに市に連絡すること。	
担当連絡先	課 担当 電話番号

第 8 号様式（第 5 条第 3 項）

公共基準点（一時撤去・移転）請求書	
年 月 日	
館山市長 様	
請求者 氏名（名 称） 住所（所在地）	
館山市公共基準点管理保全要綱第 5 条第 3 項の規定により公共基準点の（一時撤去・移転）を次のとおり請求します。	
一時撤去・移転理由	
請求場所	
一時撤去・移転する 公共基準点	
一時撤去・移転する 期限	
備 考	※現況状況等を記載する

第 9 号様式（第 6 条第 2 項）

公共基準点機能回復報告書		年 月 日
館山市長 様		
報告者 氏名（名 称） 住所（所在地）		
年 月 日 第 号で承認を受けた公共基準点の（ 一時撤去・移転）について，公共基準点の機能を回復しましたので， 次のとおり報告します。		
工事件名		
工事場所		
機能を回復した日		年 月 日
設置公共基準点番号		
工 事 請 負 者	氏名（名称）	
	（担当者氏名）	
	住所（所在地）	
添 付 図 面		1 しゅん工写真 2 測量資料 3 その他